



会 議 録

八幡市教育委員会

開催日時	令和3年5月25日（火曜日） 午後3時～午後3時39分		
場所	文化センター1階 展示室		
出席委員名	小橋 秀生（教育長） 橋本 陽生（職務代理者） 佐野 恵理子	八頭司 めぐみ 狩野 理恵子	
委員を除く出席者の職・氏名	部長 辻 和彦 部次長 川中 尚 部次長 佐野 泰博 （生涯学習センター館長事務取扱） 教育総務課長 長尾 忠行 学校教育課長 古住 新 社会教育課長 辻 博之 文化財保護課長 八十島 豊成 保育幼稚園課長 成田 孝一	教育支援センター所長 濱田 将行 教育集会所館長 畑中 敏之 図書館長 佐野 正樹 学校教育課主幹 有野 靖一 学校教育課主幹 四本 篤史 保育・幼稚園課主幹 高瀬 栄津子 教育集会所主幹 橋 伸吾 教育総務課主幹 西田 秀美 教育総務課主幹 山口 潤也	
1. 開 会			
2. 報 告 事 項			
(1) 令和3年度研究指定校等について (教育部次長) ※資料1			
(2) 令和3年度八幡市教育支援センター事業方針について (教育支援センター) ※資料2			
3. 議 題 (協議事項)			
(1) 社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について (社会教育課) ※資料3			
4. その他			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配布資料</li> <li>・ 埋蔵文化財発掘調査報告書（馬場遺跡、今里遺跡）</li> <li>・ きょうとふの教育</li> <li>・ 山城の教育</li> <li>・ 八幡市学校施設長寿命化計画</li> <li>・ 3月・4月分議事録（写し）</li> </ul>			
5. 閉 会			
※次回定例教育委員会			
日時：6月29日（火）午後3時から			
場所：文化センター1階 展示室			
※学校訪問先			
八幡第三幼稚園（10：30）			
さくら小学校（11：30）			



	内 容
[ 教 育 長 ]	<p>1. 開 会            それでは、令和3年5月度の定例教育委員会を開催いたします。それでは、2. 報告事項            (1) 令和3年度研究指定校について、事務局より報告願います。</p>
[ 川 中 次 長 ]	<p>2. 報 告 事 項            (1) 令和3年度研究指定校等について            令和3年度の研究指定校等についてご報告申し上げます。資料1をご覧ください。            今年度につきましては、合計7点の研究指定校をご報告させていただきます。上の2点が今年度から新たに取組を進めるものでございます。            一番上、文部科学省の指定を受けております人権教育総合推進地域事業。この事業につきましては、八幡小学校を中心に市内全小・中学校で取組を進めるものです。主な内容といたしましては、外国人児童・生徒の人権教育を進めていくということを進めてまいりたいと考えているところでございます。            2点目ですが、令和3年度京都府教育委員会指定の京都式チーム学校推進校（共同学校事務室）についての指定でございます。これは市内の全中学校を指定校といたしまして、事務の加配の配置を男山第三中学校に頂きまして、学校の組織マネジメント力のさらなる向上、学校現場におけるさらなる業務改善及び教職員の負担軽減を図るため、京都式チーム学校推進校（共同学校事務室）として指定を受けたものでございます。今後、専門家の助言・指導を受けながら共同学校事務室の設置に向けた実践の研究を進め、その成果を府内の各学校に普及してまいりたいと考えております。            以下につきましては昨年と同様でございます。なお、昨年度より除きましたものはスクールサポートスタッフの事業でございますが、これはコロナ禍におきまして全ての学校に配置されたため、研究指定校としての指定からは外させていただきました。            以上、ご報告申し上げます。</p>
[ 教 育 長 ]	<p>ただいまの報告事項につきまして、委員よりご質問等はございませんか。</p>
[ 狩 野 委 員 ]	<p>こんにちは。小学校・中学校のことは書いていただいているんですけども、幼稚園については今年度、橋本幼稚園に近畿の国公立幼稚園・こども園長会の研究指定が当たっているように伺いました。そのようなこと教育委員会として把握をしておいていただくほうが良いと思いましたので、ご質問させていただきました。</p>
[ 教 育 長 ]	<p>ただいまの件につきまして、事務局の回答をお願いします。</p>
[ 川 中 次 長 ]	<p>基本的に小・中学校ということで、例年通りの報告をさせていただいております。幼稚園について、教育委員会で把握していないわけではありませんが、京都府教育委員会の指定でありますとか、行政的な指定の部分であれば、当然ながら私どもも入らせていただき報告する必要があるかなと思いますけど、任意団体の部分でありますとそこがどういう状況になっているかは、申し訳ありません、私も把握していませんので、ここで報告するようなことにはなっていないのかなと思っております。            以上です。</p>
[ 教 育 長 ]	<p>よろしいでしょうか。</p>
[ 高 瀬 主 幹 ]	<p>ご意見ありがとうございました。橋本幼稚園も前年度から今年の発表に向けて研究教育に取り組んでいます。今年また幼児教育アドバイザーの先生方に来ていただいて、発表に向けて取り組んでおりますので、今後、そういうご報告をすることがありましたら一緒にご報告させていただきたいと思えます。</p>
[ 教 育 長 ]	<p>ありがとうございました。 他にご質問はございませんか。</p>
[ 橋 本 委 員 ]	<p>研究指定校については、毎回、いろいろな形で各学校あるいは八幡市全体として進む方向を明確化し、そしてみんなが協力して現場の実績を上げていくと。そして広くそれを進めていくというふうな活動、営みを通じて組織としての力も高め、教職員の力量を高めていく大きな機会になるように思います。            今日学校訪問をさせていただきまして、やはり学校の目標がもう一つ明確でないという</p>



ことをおっしゃっているところもございました。こういった中で、もちろん第一義的には学校がそういう目標を定め、そして手を挙げてこういうものに参加していくというのが望ましいと思いますが、一方、やはり八幡市としてもこの学校、この地域にはこういうものを進めたいというふうな双方の意図があると思います。

今日の学校訪問で、男山三中であれば睡眠ログ、昨年も申しあげましたけれども、不登校の生徒を減らす取組として睡眠との関わりの中で研究されております。かなり研究者とも、あるいはいろいろな形でのデータも集めておられて、私の伺う限りでは発表を整えてあげれば、かなりいいレベルの発表ができる段階にあると思います。また、ほかの学校にもぜひ取り入れていくべき内容のようにも伺いました。こういったところの学校が手を挙げられて、今回、残念ながらそういうふうにならなくなったのか。その辺りのところがもし差し支えがなければお教えいただきたいと思っておりますし、今も狩野委員からありましたけれども、残念ながら今回の研究指定は決まってしまうと追加が無理ということであれば、八幡市教育委員会のレベルで今のように進めてほしいものに支援をする、あるいは幼稚園教育についても、ただ発表の機会云々ということじゃなくて、何らかのそういう研究指定に通ずるような総合的なものを含めながら後押しをしてあげるというふうな方策というものがないのかなということ強く思っているところであります。

今回、いろいろな学校で手を挙げられて、そして期待に沿えなかったと、こういうことがあったのかどうか。こういうことも含めて、もしお教えいただけるようであればお願いしたいと思っております。

[ 川 中 次 長 ]

基本的に学校のほうから手を挙げて、要は採択されたというような形でいきますと、この中では下から2つ目、令和3年度山城教育局の山城地方学校力向上トライアル校、これについては学校のほうから手を挙げられて、コンベンションをされた中で進められておられます。この部分でいえば、橋本小学校については国語の授業で読むことの領域、特にタブレット端末を活用してという形で積極的な取組を進めていかれておりますし、男山第二中学校のほうですと非認知的能力の育成と。主体的・対話的で深い学びをつくり出す授業改善と非認知的能力の育成という形でテーマを自ら決められて、学校一丸となって取組を進められているというような形になっております。なかなか学校のほうから積極的な形でやられるというのは本当にすばらしいことだと私も思っておりますし、それについては私どもも当然応援していきたいと思っております。

また、各校におきましては、校内研修において自分のところのテーマを決めて、それぞれ取組を進めていただいているところです。それにつきましても私どもといたしましても、当然ながらできる限りの支援については今後も進めていきたい。特に今年度についてはG I G Aスクール構想がございますので、それを研究の中心にされている学校もたくさん見られております。そういうところにつきましても特に支援の必要なところがございますので、市としての研究指定というのは現時点では考えておりませんが、それぞれの校内研修等についての支援については今後も進めてまいりたいと考えているところでございます。

[ 教 育 長 ]

他にご質問、ご意見等はございますか。

[ 狩 野 委 員 ]

ありがとうございます。ここで言っているのか、最後にその他で伺おうかなと思っていた点ですけども、実は全国幼児教育研究大会（公益社団法人 全国幼児教育研究協会 <http://zenyoken.org/>）というものが全国組織でございまして、その京都大会が再来年行われる予定です。それにつきましても、八幡市も京都府の公立幼稚園の1つがありますので、準備等にこれからどンドン園長が積極的にやっていって大会の成果を上げていく、そして学びの機会を有意義にしていかなければなりません。幼稚園の後押しをしてほしいということで、ぜひこの場をお借りしてお願いしたいなと思っているのが、現場において、全国幼児教育研究協会へ個人で入会しています。市のほうの予算としてはついていませんが学びの機会ということで参加させていただいていました。今年度もまた昨日その資料を頂いたんですけども、八幡市の民間施設では全部個人で入会していますが、他市町を見ますと、久御山町、城陽市、京田辺市も市として団体で入っているらしいです。この辺りも、本当



	<p>に再来年は大きな大会を進んで高めていくということが求められますので、ご配慮をお願いできたらなということをお願いしております。</p>
[ 教育長 ]	ただいまのことについて、何か補足がありますか。
[ 成田 課長 ]	ご意見ありがとうございます。その個人会員の件については、近隣などの状況も精査しながら、どのように対応していくかというのを課のほうでも今後検討を進めたいと考えております。
[ 狩野 委員 ]	よろしく申し上げます。
[ 教育長 ]	この件につきましてはよろしいでしょうか。
	それでは、次に（２）令和３年度八幡市教育支援センター事業方針につきまして、事務局より報告願います。
	（２）令和３年度八幡市教育支援センター事業方針について
[ 濱田 所長 ]	令和３年度の八幡市教育支援センター事業方針について報告いたします。資料２をご覧ください。教育支援センターでは、以下の３点の事業を実施します。
	１点目は教育相談についてです。市内在住の保護者の方や各学校から様々な課題について、電話または来所にて教育相談を受けます。定期的な相談を申し込まれた方についてはカウンセラーによる予備面接を経て、受理会議で龍谷大のスーパーバイザーによる助言を得て正式に受理し、カウンセリングやプレイセラピーを実施しています。不登校児童・生徒が通いやすさつきに通室している児童・生徒も、基本的にはカウンセリングやプレイセラピーを行っています。各学校や教育関係機関とも連携しながら相談活動を進めています。
	２点目は不登校解消に向けた取組についてです。八幡市の大きな教育課題であります不登校の解消に向けて、毎月各校の不登校の状況を把握し課題分析を行います。学校や関係機関と連携しながら、不登校の未然防止や早期発見に取り組んでいきます。また、不登校になった児童・生徒については、教育支援教室さつきにて支援を実施します。課題に応じて小集団、個別の指導をきめ細かく行ってまいります。
	３点目は特別支援教育についてです。障害のある児童・生徒の日々の指導について、担当指導主事が各校の授業研究や通級指導教室の運営、指導内容について指導・助言を行います。また関係機関との連携の下、障害の状態等に応じた教育相談を進めるための指導・助言も行っています。
	以上、教育支援センターの事業方針について、大要ではありますが、ご報告をさせていただきました。八幡市の不登校を少しでも減らすために、本年度も職員一同、尽力してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。
[ 教育長 ]	ただいまの報告事項につきまして、委員よりご質問等はございませんか。
[ 狩野 委員 ]	最近、ヤングケアラー <sup>①</sup> が随分増えてきていると思います。教育支援センターのほうではヤングケアラーに対するケアということも今後、ご検討されるのでしょうか。
[ 濱田 所長 ]	ヤングケアラーの実態については、まだこちらのほうでも把握はできていません。スーパーバイザーとスクールカウンセラーと会議があるんですが、そちらのほうでヤングケアラーについても話題となっております。今でしたら家庭児童相談室や児童家庭支援センターや児童相談所のほうとも、そういったこともあるかなということも検討しながら、センターとして支援をしていくんじゃないかなと思っております。
[ 狩野 委員 ]	よろしく申し上げます。
[ 教育長 ]	他に何かご質問等はございませんか。
[ 橋本 委員 ]	今、コロナ禍の中で対面授業等がなかなか難しい中インターネット等を通じて行うようにシステム変更等をされていると思いますが、どのような形でそういう改良的なものを実施されておられるのか、もし分かるようであればお教えいただきたいと思っております。
[ 濱田 所長 ]	今のところは電話による相談の受付だけになっております。ただ、今年度、iPadをもう１台こちらに頂きましたので、さつきの教室ではそれらも利用しながら、不登校の子供たちの学習とかに生かせる方法がないかなというところを今試しながら、実は実施しているところ です。



[ 教育長 ]	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>他に質問等はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ないようですので、これにて報告事項を終了いたします。</p> <p>次に、3. 議題に入らせていただきます。</p> <p>(1) 社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
[ 辻 課 長 ]	<p><b>3. 議 題 (協議事項)</b></p> <p>(1) 社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について</p> <p>社会教育課から「社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱」につきまして、提案させていただきます。恐れ入りますが、資料3をご覧ください。</p> <p>社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の任期はいずれも2年で、現在ご就任いただいております委員の方々の任期は、令和3年6月30日までとなっておりますが、選出されまます所属団体の役員交代に伴いまして選出委員に変更が生じたので、本委員会にてご承認をお願いするものがございます。</p> <p>変更となります委員は、学校代表として就任いただいております北和人氏であります。3月31日付で北氏が退職されましたことに伴い、4月1日付で新たに校長会会長に就任されました羽野豪氏を社会教育委員並びに公民館運営審議会委員として推薦する旨、申出があったものでございます。羽野氏を社会教育委員並びに公民館運営審議会委員に委嘱することにつきましてご審議を頂き、ご承認賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日ご承認いただきましたら、6月1日付で羽野氏に委嘱状を交付したいと考えております。任期につきましては、前任者の残任期間である6月30日までとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
[ 教育長 ]	<p>ただいまの説明につきまして、委員より質問等はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、ないようでございますので、議題(1)についてお諮りいたします。</p> <p>議題(1)につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
[ 各 委 員 ]	<p>異議なし。</p>
[ 教育長 ]	<p>それでは、異議なしと認め、議題(1)社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認いたします。</p> <p>これにて議題を終了いたします。</p> <p>次に、4. その他に入らせていただきます。</p>
[ 教育長 ]	<p><b>4. その他</b></p> <p>今回の5月定例会におきましては、特に案件はございませんけども、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
[ 橋本委員 ]	<p>何でもよろしいですか。</p>
[ 教育長 ]	<p>はい、結構です。</p>
[ 橋本委員 ]	<p>いつもならば学校訪問の項目があるんですけどもそれがありませんので、せっかく学校訪問をさせていただきましたので、お教えいただきたいことがあります。コロナ禍の中で、今年新しく採用された先生の研修やその他のやるべき研修講座は、市レベルやないと出来ないかと思えます。八幡市でもそういった講座を開設され、しかるべき指導をなさっていると思えます。この辺りの状況がどの程度あるのか又できていないところは今年度どのように処理されるのか。もし、計画がある程度見通せているようであれば、お教えいただきたいと思えます。研修講座についてお願いします。</p>
[ 川中次長 ]	<p>研修ですけれども、八幡市としてのまず研修、私どもが担当としてやっている研修がございます。ごめんなさい、今手元に資料がないので、大体12~13講座持っていますが、それは緊急事態宣言中についてはストップしています。それ以外のときに延期をしようとしている状況にはなっています。毎年8月に実施しています市内の全小・中学校、幼稚園、高校の先生も来ていただいて、この上の文化センターの小ホールでやっている八幡市教職員研修会が、これについてはあまりにも数的に多いですし、現時点でも小ホールのほうは数を</p>



減らしての状況になっておりますので、この状況でいくと多分、今年度については中止をするというような形で考えております。ただ、単に中止をするということですが、先ほども出てきましたGIGAスクール構想で、それぞれ今、端末が入っておりますので、それらをうまく使えるような形で、例えば配信をするであるとか、そういうことについては今後、検討課題かなと思っております。

なお、京都府教育委員会でやっておられる総合教育センターでの研修につきましては、様々な形を変えながら対面も含めて、十分感染対策に注意しながら実施はされていると伺っています。ただ、今回の緊急事態宣言下では、基本的には今、現時点では止まっているような状態であると考えているところです。

[ 教育長 ] ほかにご質問等はございませんか。

[ 狩野委員 ] これは他市の教育委員会における情報ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた対応について教育委員会のほうから各レベルの計画案が作成され公開されていますが八幡市教育委員会の場合は、どのような手順で作成すれば良いのか又学校へはどの様に連絡されているのか教えていただけますか。

[ 川中次長 ] 4月27日の事務連絡において学校教育課長名で、小・中学校の緊急事態宣言の対応について、基本的には京都府の教育委員会から連絡されているものと同じような形で出していますが、例えば宿泊を伴う教育活動について中止する等も含めて、一応部活動については、全国大会につながるような大会は、当然感染予防を十分注意配慮しながら参加を認めます。それ以外は一切校内でしかやりませんというような形で、現在、指導方法を文章化しているところです。また、校長会通じて、緊急事態宣言下の家庭訪問についての実施の問い合わせがありました。去年は全く実施できなかったのも、保護者との信頼関係を構築するためには、地域によってはどうしても必要であるということでしたので、保護者と連携を取りながら、保護者の希望に沿った形で実施することを可としています。ただ、全校一律に全てを決めてしまうということ自体は、各学校の状況もございまして、そのことは全校一律で決めなければならない部分と、各学校の主体性、自律性に任せなければならない部分があると考えておりますので、私どもも慎重に判断しながら対応しているところでございます。

また、保護者向けの文書は教育部から出していたと思います。多分、学校を通じて保護者向けの文書、一応今年度中の活動中止とかというの、保護者向けに出していたと思います。周知の部分という点では、多少の遅延があり、今後十分留意していきたいと考えております。

[ 教育長 ] 他に何かご意見、ご質問等はございませんか。

[ 佐野委員 ] 学校訪問とは関係ないんですが、先日、八幡市の市議会で、正式名称は忘れたんですが、言語条例<sup>3</sup>で手話が通りましたよね。それに対して八幡市の小・中学校で手話を子供たちにどのようにして、伝達方法の1つということで授業の中で持っていられるようなことを取組まれているのかどうか。もしないようでしたら、せっかく市議会で通ったので、ぜひコロナ禍ということもあって、手話で挨拶とか、そういうのを1つでもいいですし、小・中学校の中で1つの授業ではないですけども、子供たちに教えていって、ちょっとでも広げていただけたらなと思いますので、何か学校としての今後の見通しとかあったらお聞きしたいのと、ないのでしたら、ぜひやっていただきたいというお願いも込めて、よろしく申し上げます。

[ 教育長 ] ただいまの件についてご意見、ご質問等はございませんか。

[ 川中次長 ] 手話条例の件ですけども、各学校において一番今まで多かったのが、割と手話をやるときに、やっぱり手話ってどんな人だろうという、要は聴覚障がいの方の思いというところは、聴覚障がい者に来ていただいてお話を聞かだとかというような、そういう講師を招いての特別な授業をやっていた学校もございまして。ただ、市内全ての学校でやっていたことではないので、割と道徳の教材でありますとか、障がい者理解教育の中で取組を進めていったところだと思います。学習発表会なんかで、子供たちが手話の合唱なんかをやったりはしていたかとは思いますが。今後、言語としてのイメージでありますとか、それこそ伝え合うというようなところのコミュニケーションのイメージの1つという意味では、今回の条例の部分につい



ても十分意義があるかなと考えておりますので、そのようにも学校のほうに伝えながら、年間指導計画には多分障害者理解の中に必ず入っているかと思っておりますので、道徳であったり特別活動であったり、様々な学習に入っているかと思っておりますが、手話の意図について、今後また伝えていくことは必要かなと思っておりますので、今のご指摘を受けながら、今後もまた指導していきたいと考えております。

[ 教育長 ]

そのほか何か。ご意見はございませんか。

[ 橋本委員 ]

今年はG I G Aスクール構想というのが重点でありますので、それに向けての各学校への支援というのか対応というのにご協力を頂いていると。今日、学校訪問をしましても、いろいろタブレットを使ったものが動き出しているというようなことを拝見いたしました。その際、ICT支援員さんというのを配置されているようですけれども、この辺りの基準、どの程度の基準でされているのか。それから、新学習指導要領も始まっておりますので、今年度の外国人の活用、指導支援員としての活用ですね。あるいは、教科担任制ということについてもかなり進めていただいていると思うんですけれども、この辺りの評価の人数等の基準というんでしょうか。こういった方向性がもしお答えいただけるようであれば、お教えいただきたいと思っております。よろしく願います。

[ 川中次長 ]

まずICT支援員ですけれども、各中学校区に1名。ですので、3日に1回、各学校に回っていくというような形で、合計4名ですね。4名を今現在、各中学校区に配置して支援に当たっているところです。学校のほうからはかなり質的にも高いということですのですぐ対応していただけるということで、今、研修及び授業の支援でありますとか、それから機器の設定、故障時の切り分け等、様々に動いていただいているところでございます。

それとは別に、学校教育課のほうに今まで1名の、要は学校教育課の会計年度任用職員が1名居ましたが、それを今年度2名に増加していただきまして、現在2名体制で、学校教育課のほうにはいます。そのところが、各中学校区に配置しておりますICT支援員と連携しながら、各学校のほうにも支援員が当然行きますので、かなり本市の状況は手厚い状況でいただいているのではないかなと考えているところです。先生方だけではどうしてもなかなか難しいところもありますので、そういう専門的なところについてはかなり有効に働くのではないかなと思っておりますし、また今回、このように措置していただいたICT支援員さん及びうちの学校教育課のICT支援員、非常にレベルが高い状況にもなっておりますので、今後かなり学校からの要望については対処できるのではないかなというように今後に期待をしているところでございます。

2点目の成果のほうですね。英語等も含めて成果の問題ですけれども、基本的な感じでいいます英語専科については昨年度と変わっておりませんが、昨年度までは小中連携加配という形で、中学校の英語の教員が小学校の英語のお手伝いに行っていた状況でしたけれども、今年度についてはこの連携加配が小学校の専科、つまり指導と評価も含めて行う形で、現在、男山中学校の英語の先生が八幡小学校と中央小学校のほうに、高学年ですけれどもそれぞれ専科に入っています。だから、去年とは位置づけが変わっています。同じく連携加配になって位置づけが変わっています。

それ以外に、男山第二中学校と男山第三中学校の体育の先生が、それぞれこれもくすのき小学校、南山小学校とさくら小学校に高学年の体育の専科として、先ほどのように専科というのは指導と評価が必ず入りますから、要は成績までつけるという意味も含めての部分ですけど、それも含めて今年度増加しています。ですので、小学校専科の方向で行きますと、今年度については連携加配を専科に置き換えていますので、合計で3名の増加という形になっています。あとは昨年度と同じく理科が南山小学校で、それから家庭科、書写等に八幡小学校という形で、かなり専科の体制は充実させてきておりますので、今後もこの体制、国のほうがどれだけ人数をくれるかというところはありますけど、私どもとしては積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

[ 教育長 ]

ほかに。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、これにてその他を終了いたします。



次に、配布資料について入らせていただきます。配布資料につきまして、事務局より説明願います。

[ 長尾 課長 ]

◦ 配付資料

今回の配付資料でございます。

- ・埋蔵文化財発掘調査報告書（馬場遺跡、今里遺跡）
- ・きょうとふの教育
- ・山城の教育
- ・八幡市学校施設長寿命化計画
- ・3月・4月分議事録（写し）

八幡市学校施設長寿命化計画ですが、これは12月の定例教育委員会のほうでご報告を申し上げた件でございます。そちらのほうの製本ができましたので、今回お届けをしております。

[ 教育 長 ]

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。よろしいですか。それでは、ないようでありますので、これにて配付資料について終了いたします。

以上で本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。他に何かご質問、ご意見等はございませんか。よろしいですか。

それでは、ないようでありますので、次回定例教育委員会の日程につきまして、事務局より説明願います。

[ 長尾 課長 ]

次回の定例教育委員会の日程でございます。次回は6月29日火曜日、午後3時から文化センター1階の展示室、この場所で行いますのでよろしくお願いいたします。

学校訪問については、八幡第三幼稚園とさくら小学校でございます。よろしくお願いいたします。

[ 教育 長 ]

他に何かございませんか。よろしいでしょうか。

## 5. 閉会

[ 教育 長 ]

それでは、以上をもちまして、5月度の定例教育委員会を閉会させていただきます。ご苦労さんでございました。



## 1. ヤングケアラー

厚生労働省の管轄で法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

国のプロジェクトチームの会合で調査結果が公表され、「世話をしている家族がいる」という生徒の割合は、中学生が5.7%でおよそ17人に1人、全日制の高校の生徒が4.1%でおよそ24人に1人でした。

### 【相談窓口】

。児童相談所は、都道府県、指定都市等が設置する機関で、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。虐待の相談以外にも子どもの福祉に関する様々な相談を受け付けています。

電話番号：0120-189いちはやく-783 おなやみを（フリーダイヤル）

受付時間：24時間受付（年中無休）

※令和3年7月から無料化24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）

。いじめやその他の子供のSOS全般について、子供や保護者などが夜間・休日を含め24時間いつでも相談できる、都道府県及び指定都市教育委員会などによって運営されている、全国共通のダイヤルです。

電話番号：0120-0-78310なやみいおう（フリーダイヤル）

受付時間：24時間受付（年中無休）

※通話料無料 子どもの人権110番（法務省）

「いじめ」や虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。

電話番号：0120-007-110

IP電話の場合はこちら（法務局電話番号一覧（通話料有料））

受付時間：平日8:30~17:15 ※通話料無料

土・日・祝日・年末年始は休み

## 2. 支え合う心でつながる八幡市手話言語コミュニケーション条例

聞こえに障がいのある方にとって、手話は、手指や体の動き、表情を使って意思などを視覚的に表現する言語として、大切なコミュニケーション手段の一つとなっています。

平成23年に改正された障害者基本法において手話は言語に含まれることが明記され、手話に対する理解を求められるようになったものの、いまだ手話に対する理解が地域社会において深まっているとは言えません。そのため、多くの聴覚障がい者が、必要な情報の取得やコミュニケーションに不便を感じながら生活しています。このような中で、全ての市民が互いに共生することのできる地域社会を実現するためには、手話をはじめとする聴覚障がい者のコミュニケーション手段を広く普及させ、市民一人ひとりが聴覚障がい者に対する理解を深めていくことが必要です。支え合う心でつながり、相互に人格と個性を尊重し合い、共生することのできる八幡市を築くことを目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識の普及及び、聴覚障がい者のコミュニケーション手段の普及に関し、その基本理念を定め、市、市民及び事業者のそれぞれの役割を明らかにすることにより、全ての市民が共生することのできるまちを実現することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 聴覚障がい者 主に手話を言語として使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(2) 市民 市内に居住、通勤、通学等をする者をいう。

(3) 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業活動を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 手話の理解及び普及は、全ての市民が手話により意思疎通を円滑に図る権利を有して



いること及びその権利は尊重されることを基本理念とする。

2 聴覚障がい者のコミュニケーション手段の普及は、聴覚障がい者の多様な要望に適合したものを自ら選択する機会が保障されることを基本理念として行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、手話及び聴覚障がい者のコミュニケーション手段に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、全ての市民が共生することのできる地域社会を実現するため、市が実施する手話及び聴覚障がい者のコミュニケーション手段に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、聴覚障がい者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(基本施策)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (3) 手話を学び習得する機会の提供に関する施策
- (4) 聴覚障がい者のコミュニケーション手段に関する施策
- (5) 災害時における聴覚障がい者の情報取得等の支援に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、別に定める障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。